

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年2月18日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	2市6町3村※1		—
非耕種性被覆地 (ホウレンソウ、コマツナ等)			1市5町2村※2
耕種性被覆地 (キャベツ等)	1市5町2村※2		—
アブラナ科の花被葉 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		
原木ナメコ(露地栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 楢倉町
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
わさび (細において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、川内村、葛尾村		
くさそでつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
くさそでつ(こごみ) (野生のものに限る。)	会津美里町		
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
せんまい(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		
うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、葛尾村		—
わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町		
ウメ	南相馬市		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師谷、原町区片倉字津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
雜穀	小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆を除く。)	—
	大豆	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)	
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧田野村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塙村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浜川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
水產物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうら信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	マダラ	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線、最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	水產物33種※6	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国固有他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※7	全域。(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村※8
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*2 原町市(東電・電力事業会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに、原町区高倉字助山、原町区高倉字崖峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大字原と田の郷の区域に限る)、川俣町(山木屋の城下に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

*3 福島市広野町、裕澤町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（都路町、船引町横橋、船引町中山字小塚及び宇下字馬渕、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福生原）

柳ヶ原、重ヶ原、木曾川、不木沢、笠置山、久保谷、茶所、若狭町新堀、及川町御前谷に限る。石門戸、白岩戸、古小半戸及び古野留戸(若狭川八幡神社)の区域に限る。本松戸、白井戸、古大田戸、岩代戸、及川戸、白井戸、古小半戸及び古野留戸(若狭川八幡神社)の区域に限る。本宮戸、白井戸、古小半戸の区域に限る。美作町(旧半田戸)及び日向町(古小半戸)の区域に限る。郡山市、日向町(古小半戸)の区域に限る。

* 桐生市(旧吾妻郡)、新田町(旧吾妻郡)、旧小国町、立石子山(旧吾妻郡)、旧木曾郡、下川嶺村及び川嶺村(の区域に限る)、三春町(旧木曾坂村の区域に限る)、大玉村(旧伊井村の区域に限る)。

次に、川の流域を走る幹線道路として、立山高原を南北に走る「立山黒部アルペンルート」がある。このルートは、立山黒部アルプスの山々を駆けめぐらす、世界でも有数の絶景を堪能できるドライブルートだ。また、立山黒部アルペンルートは、立山黒部アルプスの山々を駆けめぐらす、世界でも有数の絶景を堪能できるドライブルートだ。

3林坂までその前の区域へ。南相馬市小山地区原町字田端字谷の区域に限る)、高馬(字助留木、字吹屋、字七田、字翁村及び字木崎木の区域に限る)、宇(字福原山、字横川に限る)、小井(字向形、字谷内に限る)、宇佐(字谷内に限る)、下井岸、小堀、堺江、井米沢、字木曾、鶴谷、大字田畠、字舟峰、宇森合用及し宇森(字谷内に限る)、宇高(字田代、字御宿原、字高宇、字大久保、字花木内及び字木曾、宇森合用、字御宿原、字高宇)。

高林の区域に限る)、及び大原(字田城原・区域に限る)の区域に限る)、伊豆市(堀田本村、旧伊豆村、旧富木村、旧掛田町、本村及び旧月館町の区域に限る)、裕木町(白石村の区域に限る)、川俣町(山底並びに内町有地福島林管署161林班まで及び167林班の区域に限る)、大玉村(玉井并木の区域に限る)、広野町、伊豆町、川内町

*
※福島県相馬市(平成24年3月20日付け指標により設定された福島県困難区域に限る)、柳葉町・富岡町(平成25年8月7日付け指標により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、

を除く区域に限る。大熊町(平成24年1月30日付)における「廃藩置県区域」を除く区域に限る。双葉町(平成25年5月7日付)における「表示により認定された廃藩置県区域」を除く区域に限る。柳原町(平成25年3月7日付)における「表示により認定された廃藩置県区域」を除く区域に限る。川内町(平成25年3月30日付)における「表示により認定された廃藩置県区域」を除く区域に限る。及川町(平成25年3月7日付)における「表示により認定された廃藩置県区域」を除く区域に限る。阿南市(平成25年3月7日付)における「表示により認定された廃藩置県区域」を除く区域に限る。

区域に限る。)及び(平成24年6月30日付)指により設定された後庭町低圧区域及び避難小屋解除済区域に限る。)、鷺尾町(平成23年6月7日付)指により設定された海道町高圧区域と除く区域に限る。)及び(平成24年6月15日付)指により設定された海道町高壓区域と除く区域に限る。)

*6 イヌイマ、アカシタクラミ、イナカリ、ツバメヘル、ウミタコガエ、エゾイタマアイナ、カサゴ、キツネメバル、クロウソウシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒガングツ、ドラマ、ホシゲンリーラマニア、マコグレイ、マヌツカ、マツクガ、ムシヤコ、ミライヌ、メイタクヒ、ノスガイ

※2 本邦において繁殖している牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及び畜産場への出荷を差し控えるよう要請

*8 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年2月18日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰐ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町
	原木ナメコ(露地栽培)	花巻市、北上市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綿取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	くさそてつ(こごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年度)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年2月18日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、桶木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	大田原市、壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 くさてつ(ここみ)(野生のものに限る。)
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月18日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月18日現在

福島県		出荷制限
くさでつ(ごみ)	H22.8.8~: 福島市、喜多方市 H24.5.1~: 喜多方市、郡山市、福島市、三春町	
	H24.5.1~: 川俣町	
	H24.5.1~: 郡山村、古瀬町	
	H24.5.10~: 二本松市、大河村	
	H24.5.20~: 郡山市	
	H24.5.21~: 福島市、喜多方市	
	H24.6.24~: 吉津町	
	H24.7.7~: 喜多方市、北塙町	
	H25.5.1~: 福島市、二本松市	
こしあぶら	H24.5.5~: 喜多方市、白河市、喜多方市、東白河町、磐梯町、猪苗代町、猪苗代湖	
	H24.5.10~: 伊達市、磐梯町、矢吹町、猪苗代、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村	
	H24.5.14~: 磐梯町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村	
	H24.5.17~: 猪苗代町、磐梯町	
	H24.5.21~: 猪苗代町、北塙町	
	H25.5.1~: 福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、喜多方	
	H25.5.20~: 三島町、川内村	
	H25.6.22~: 浅川町、喜多方	
	H25.6.26~: 本吉町、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川町、平田村、中島村	
ぜんまい	H25.6.26~: 三春町	
	H25.6.28~: 金峰町	
	H25.6.28~: 金山町	
	H25.6.30~: 喜多方	
	H24.5.2~: いわき市、二本松市	
	H24.5.10~: 福島市	
	H24.5.24~: 南相馬市	
	H24.5.28~: 喜多方市、喜多方、喜多方市、伊達市、喜多方	
	H24.6.1~: 喜多方市、白河市、喜多方、新地町	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.5.10~: 大玉村、西瀬町	
	H24.5.14~: 三島町、川内村	
	H25.5.1~: 猪苗代町、喜多方	
	H25.5.14~: 磐梯町、喜多方	
	H25.5.17~: 猪苗代町、喜多方	
	H25.5.20~: 本吉町、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川町、平田村、中島村	
	H25.5.26~: 三春町	
	H25.6.2~: 金峰町	
	H25.6.10~: 金山町	
うわばみそう(野生のものに限る。)	H25.6.14~: 喜多方、大玉村	
	H26.6.24~: 磐梯町、喜多方	
	H24.5.1~: いわき市、福島市、伊達市、喜多方	
	H24.5.2~: 福島市	
	H24.5.24~: 南相馬市	
	H24.5.28~: 喜多方市、喜多方、喜多方市、伊達市、喜多方	
	H24.6.1~: 喜多方市、白河市、喜多方、新地町	
	H24.5.10~: 大玉村、西瀬町	
	H24.5.14~: 三島町、川内村	
たらのめ(野生のものに限る。)	H25.5.2~: 喜多方市、喜多方	
	H25.5.14~: 喜多方、喜多方市、喜多方	
	H25.5.17~: 猪苗代町、喜多方	
	H25.5.20~: 本吉町、喜多方、喜多方	
	H25.5.23~: 川内村	
	H25.5.26~: 本吉町、喜多方	
	H25.5.28~: 喜多方	
	H25.6.1~: 喜多方	
	H25.6.14~: 喜多方	
ふき(野生のものに限る。)	H26.6.10~: 喜多方、喜多方	
	H26.6.15~: 天栄村	
	H24.5.4~: 福島市、川俣町、田村市、福島市、喜多方	
	H24.5.8~: 伊達市、喜多方市、喜多方	
	H26.4.11~: 喜多方、喜多方	
	H25.5.1~: 喜多方	
	H25.5.14~: 喜多方	
	H25.5.17~: 喜多方	
	H25.5.20~: 喜多方	
ふきのよう(野生のものに限る。)	H24.5.1~: いわき市、福島市	
	H24.5.5~: 喜多方市、喜多方	
	H24.5.10~: 天栄村	
	H24.5.14~: 福島市、川俣町、田村市、福島市、喜多方	
	H24.5.18~: 伊達市、喜多方市、喜多方	
	H26.4.11~: 喜多方、喜多方	
	H25.5.1~: 喜多方	
	H25.5.14~: 喜多方	
	H25.5.17~: 喜多方	
わらび	H24.5.1~: いわき市、福島市	
	H24.5.5~: 喜多方市、喜多方	
	H24.5.10~: 天栄村	
	H24.5.14~: 福島市、川俣町、田村市、福島市、喜多方	
	H24.5.18~: 伊達市、喜多方市、喜多方	
	H26.4.11~: 喜多方、喜多方	
	H25.5.1~: 喜多方	
	H25.5.14~: 喜多方	
	H25.5.17~: 喜多方	
わらび(野生のものに限る。)	H26.5.1~: 二本松市	
	H26.5.14~: 喜多方	
	H26.5.17~: 喜多方	
	H26.5.20~: 喜多方	
	H26.5.23~: 喜多方	
	H26.5.26~: 喜多方	
	H26.5.29~: 喜多方	
	H26.6.1~: 喜多方	
	H26.6.14~: 喜多方	
ウメ	H23.6.2~: H25.10.21除除: 福島市、伊達市、喜多方	
	H24.6.4~: 南相馬市	
	H24.6.5~: H25.10.21除除: 国見町	
	H23.6.3~: H25.7.1除除: 相馬町	
	H23.8.29~: 南相馬市	
	H23.10.14~: 伊達市、喜多方	
	H24.1.10~H27.1.29除除: いわき市	
	H23.12.29~: 南相馬市	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 南相馬市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
ユズ	H23.12.29~: H25.12.除除: 南相馬市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.10.29~: 伊達市、喜多方	
	H24.8.26~: 二本松市	
	H24.9.26~: 喜多方	
	H25.1.14~: 二本松市	
	H25.1.17~: 喜多方	
	H25.1.20~: 喜多方	
	H25.1.23~: 喜多方	
	H25.1.26~: 喜多方	
クリ	H23.12.29~: 伊達市、喜多方	
	H24.8.26~: 二本松市	
	H24.9.26~: 喜多方	
	H25.1.14~: 二本松市	
	H25.1.17~: 喜多方	
	H25.1.20~: 喜多方	
	H25.1.23~: 喜多方	
	H25.1.26~: 喜多方	
	H25.1.29~: 喜多方	
キウイフルーツ	H23.12.29~: H25.12.除除: 南相馬市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 二本松市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 喜多方(田代寺村及び旧喜多方の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 喜多方(田代寺村及び旧喜多方の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 喜多方(田代寺村及び旧喜多方の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 喜多方(田代寺村及び旧喜多方の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 喜多方(田代寺村及び旧喜多方の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 喜多方(田代寺村及び旧喜多方の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 喜多方(田代寺村及び旧喜多方の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
小豆	H25.1.4~H26.10.29除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.6~H26.11.7除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.6~H26.11.7除除: 国見町	
	H23.6.3~H25.7.1除除: 相馬町	
	H23.8.29~: 南相馬市	
	H23.10.14~: 伊達市、喜多方	
	H24.1.10~H27.1.29除除: いわき市	
	H23.12.29~: 南相馬市	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 南相馬市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
大豆	H23.1.1~H26.10.29除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.4~H26.7.1除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.4~H26.7.1除除: 南相馬市	
	H24.6.5~H26.7.1除除: 国見町	
	H23.6.3~H25.7.1除除: 相馬町	
	H23.8.29~: 南相馬市	
	H23.10.14~: 伊達市、喜多方	
	H24.1.10~H27.1.29除除: いわき市	
	H23.12.29~: 南相馬市	
米(平成23年度)	H23.1.1~H26.10.29除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.4~H26.7.1除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.4~H26.7.1除除: 南相馬市	
	H24.6.5~H26.7.1除除: 国見町	
	H23.6.3~H25.7.1除除: 相馬町	
	H23.8.29~: 南相馬市	
	H23.10.14~: 伊達市、喜多方	
	H24.1.10~H27.1.29除除: いわき市	
	H23.12.29~: 南相馬市	
米(平成24年度)	H24.6.4~H26.7.1除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.4~H26.7.1除除: 南相馬市	
	H24.6.5~H26.7.1除除: 国見町	
	H23.6.3~H25.7.1除除: 相馬町	
	H23.8.29~: 南相馬市	
	H23.10.14~: 伊達市、喜多方	
	H24.1.10~H27.1.29除除: いわき市	
	H23.12.29~: 南相馬市	
	H23.12.29~: H25.12.除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
穀類	H24.1.25~H24.11.29除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 大玉村	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 喜多方	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 伊達市	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 二本松市	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 喜多方	
米(平成25年度)	H25.1.1~H26.10.29除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.4~H26.7.1除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.4~H26.7.1除除: 南相馬市	
	H24.6.5~H26.7.1除除: 国見町	
	H23.6.3~H25.7.1除除: 相馬町	
	H23.8.29~: 南相馬市	
	H23.10.14~: 伊達市、喜多方	
	H24.1.10~H27.1.29除除: いわき市	
	H23.12.29~: 南相馬市	
米(平成25年度)	H24.1.25~H24.11.29除除: 福島市(福島第一原発の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 大玉村	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 喜多方	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 伊達市	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 二本松市	
	H24.1.25~H24.11.29除除: 喜多方	

* [REDACTED] の箇所は、山梨朝版の対照

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月18日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月18日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～：十和田市、南上町 H24.10.30～：青森市 H25.10.1～：鰐ヶ沢町
	水産物	H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
岩手県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.8.31～：一関市、奥州市 H25.4.30～：陸前高田市
	原木ぐりだけ(露地栽培)	H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市
	原木じいたけ(露地栽培)	H24.4.25～：一関市、金石市、高岡市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：遠野市、金ヶ崎町 H24.8.7～H26.10.7一部解除：花巻市、北上市、山田町 H25.4.10～H25.4.8解除：盛岡市
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：大船渡市、金石市 H24.10.23～：陸前高田市 H24.11.2～：一関市、奥州市 H24.10.18～：金石市 H24.10.29～：大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～：遠野市 H25.10.9～：住田町 H24.5.10～：高岡市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.6.15～：金石市 H24.5.18～：住田町 H25.5.9～：北上市 H25.5.18～：遠野市
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～：一関市、奥州市 H24.5.16～：高岡市、奥州市 H24.5.18～：住田町
	せんまい	
	わらび(野生のものに限る。)	H24.6.16～：高岡市、陸前高田市 H25.5.17～：一関市 H25.5.4～：平泉町 H26.5.7～：金石市
	甘藷	H25.1.4～H25.2.4一部解除：一関市(旧豊清水村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。）
	穀類	H24.11.13～H26.4.11解除：強岡市(旧小民間の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）
	ソバ	H24.11.30～H26.4.11解除：奥州市(旧小民間の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）
水産物	スズキ	H24.10.25～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.11.6～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.3.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.15～：舟井川(支流を含む。)及び砂利川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.6.12～H26.7.31解除：気仙川(支流を含む。) H24.5.11～H26.8.25解除：大川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除：一関市(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	クマの肉	H24.9.10～：金城
	シカの肉	H24.7.26～：金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22～：金城
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：栗原市 H24.5.1～H26.4.17一部解除：丸森町(旧豊野村の区域に限る。)
	原木じいたけ(露地栽培)	H24.11.18～：白石市、角田市 H24.4.28～：丸森町 H24.3.15～：鮫川村 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：氣仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：真鍋島村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.27～H26.3.15一部解除：金利村 H24.4.27～：名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、富谷町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大衡村 H24.4.27～H27.2.10一部解除：仙台市 H24.5.7～H27.1.8一部解除：大河原町 H24.10.18～：栗原市、大崎市 H25.9.24～：仙台市 H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：氣仙沼市 H24.5.7～：米沢市、栗原市 H24.5.9～：八幡平市、南三陸町 H24.5.11～：氣仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 H24.5.9～：氣仙沼市 H24.5.7～：米沢市、栗原市 H24.5.9～：八幡平市、南三陸町 H24.5.11～：氣仙沼市、七ヶ宿町 H25.5.7～：大和町 H24.5.11～：氣仙沼市、栗原市、大崎市
	せり(野生のものに限る。)	H24.10.18～：栗原市(旧豊野村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	せんまい	
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.11～：氣仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎市 H28.4.25～：大崎市
	甘藷	H25.1.4～H25.3.15一部解除：栗原市(旧金利村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。）
	穀類	H25.8.28～：栗原市(旧豊野村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。）
	ソバ	H24.11.16～H26.4.11解除：栗原市(旧金成村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）
	米(平成25年度)	H24.12.14～H26.2.25解除：大崎市(旧一栗村の区域に限る。)（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。）
	ウグイ	H24.6.28～：宮城県内(岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)
水産物	クロダイ	H24.6.28～：宮城県内(岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)
	スズキ	H24.4.12～：宮城県内(岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)
	ヒラメ	H24.10.25～：宮城県内(岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)
	マダラ	H24.5.30～H25.4.11解除：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒガングフ	H25.6.4～H25.8.30解除：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国獨創的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アユ(稚魚を除く。)	H25.6.27～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキダムの上流を除く。 H25.6.27～H25.12.25解除：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白柳堰堤より上流の白石川(支流を含む。)
	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキダムの上流を除く。
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.5.14～：大船川(大船ダムより上流)、三泊川(重慶川の支流)及び名取川(秋殿大池の上流)(支流を含む。) H24.5.28～：江合川(うち朝日ダムの上流)(支流を含む。)及び後川(支流を含む。)ただし、周囲及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流(支流を含む。)
	ウグイ	H24.6.22～：宮城県内のうち朝日ダムの上流(支流を含む。)及び名取川(うち朝日ダムの上流)(支流を含む。) H24.4.26～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、セキダムの上流を除く。 H24.5.26～：宮城県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.7.26～H23.8.1一部解除：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.6.25～：金城(上記地図に記載)
	マダラ	H24.6.25～：金城

* の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月18日現在

山形県	出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10~: 全域
麥城県	出荷制限
原乳	H23.3.23~4.10解除: 全域
ホウレンソウ	H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市
カキナ	H23.3.21~4.17解除: 全域
バセリ	H23.3.22~4.17解除: 全域
野菜類	H24.4.6~: 潟上市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.19~: 芦川町、猪俣町、南郷町、北郷町、大郷町、阿見町 H24.4.19~: ひたちなか市、鋸田市、茨城村 H24.4.20~: 北茨城市、大島町
	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鋸田市、小美玉市
	H23.11.10~: 茨城町、阿見町
	H24.4.8~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市
原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14~: 土浦市、鋸田市
原木シタケ(施設栽培)	H23.11.10~: 那珂市
こしあぶら	H24.4.5~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
水産物	H24.7.5~: 最大高潮時海岸線、鹿島茨城県界の正東の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、北緯39度59分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5~H26.6.28解除: 北緯38度38分の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線、鹿島茨城県界の正東の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	H24.4.19~: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ H24.4.17~H26.5.14解除: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ H24.7.17~H26.1.20解除: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	H24.4.17~H27.2.2解除: 最大高潮時海岸線上茨城茨城県界の正東の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、北緯38度38分の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界で囲まれた海域
	コモシカスペ H24.6.1~: 最大高潮時海岸線、鹿島茨城県界の正東の線、我が国固有的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界で囲まれた海域
	アメリカナマズ(稚稚を除く。) H24.4.17~: 鹿ヶ瀬、北浦及び外海漁港並びにこれらの適用に纳入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ H24.4.17~: 鹿ヶ瀬、北浦及び外海漁港並びにこれらの適用に纳入する河川並びに常陸利根川(稚稚を除く。)
	ウナギ H24.5.7~: 鹿ヶ瀬、北浦及び外海漁港並びにこれらの適用に纳入する河川、並びに常陸利根川
肉 インシの肉	H25.11.12~: 実業県内の那珂川(実業者舎。) H25.11.12~: 実業県内の利根川(うち利根川の下流(支流を含む。))
その他	H23.3.22~H23.12.21~: 一部解除: 全域(県の定める出荷・後収容計画に基づき管理されるインシの肉を除く。)
	H23.8.2~H25.11.1解除: 結城市、龍ケ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、龍崎市、潮来市、守谷市、筑西市、福島市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
	H23.8.2~H10.10解除: 在町市、常総市、佐和町、八千代町、猪俣
	H23.8.2~H24.4.5解除: 大洗町
	H23.8.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市
	H23.8.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城西町
	H23.8.2~H24.6.5解除: 鋸田市
	H23.8.2~H24.7.24解除: 在町市、北浦市、茨城村
	H23.8.2~H24.10.1解除: 日立市
	H23.8.2~H24.10.1解除: つくば市
都木県	H23.8.2~H25.5.26解除: 土浦市、北茨城市、笠間市
	H23.8.2~H25.6.17解除: 小美玉市
	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町
	H23.3.21~4.27解除: 全域
	H23.3.21~4.14解除: 全域
	H24.4.15~: 鹿嶺進屋町: 失禁市
	H24.4.10~H28.7.9~: 一部解除: 旁賀町
	H24.4.11~: 大田原市、日光市、盐字町
	H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町
	H24.4.19~: 鹿木市(旧岩舟町街を除く。)、壬生町
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15~H28.10.24~: 一部解除: 鹿嶺進屋原市
	H24.2.15~H25.10.23~: 一部解除: 失禁市
	H24.4.10~: 那須町
	H24.4.10~H26.8.28~: 一部解除: 旁賀町
	H24.4.11~: 大田原市
	H24.4.12~: 大田原市
	H24.5.29~H26.8.28~: 一部解除: さくら市
	H24.6.4~H26.4.17~: 一部解除: 鹿沼市
	H24.6.20~: 王生町
	H24.11.29~H24.10.24~: 一部解除: 日光市
原木シタケ(施設栽培)	H23.11.7~: 鹿沼市、失禁市
	H23.11.8~: 大田原市、那須進屋市
	H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、旁賀町、高根沢町
	H24.1.5~: 宇都宮市
	H24.1.6~: 進屋町
	H24.1.8~: 王生町
	H24.11.12~: 那須川町
	H24.11.19~: 那須烏山市
	H24.12.11~: 大田原市
	H24.8.3~: 日光市、真岡市、那須進屋市、盐字町、那珂川町
原木ナメコ(露地栽培)	H24.8.7~: 鹿沼市
	H24.8.9~: 失禁市
	H24.8.15~: 那須町
	H24.8.29~: 大田原市
	H24.10.10~: 進屋町
	H24.10.12~: 那須烏山市
	H28.7.18~: 茂木町
	H24.5.1~: 鹿嶺進屋市、那須町
	H24.5.2~: 旁賀町
	H24.5.3~: 大田原市、那須烏山市
野菜類	H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、旁賀町、高根沢町
	H24.1.6~: 進屋町
	H24.1.8~: 王生町
	H24.11.12~: 那須川町
	H24.11.19~: 那須烏山市
	H24.12.11~: 大田原市
	H24.8.3~: 日光市、真岡市、那須進屋市、盐字町、那珂川町
	H24.8.7~: 鹿沼市
	H24.8.9~: 失禁市
	H24.8.13~: 失禁市
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.1~: 大田原市、那須町、森木町
	H24.4.2~: 宇都宮市、那須烏山市
	H24.4.7~: 失禁市、日光市、失板市、那須進屋市、進屋町
	H24.4.13~: 大田原市
	H24.4.19~: 佐野市
	H24.4.29~: 大田原市
	H24.10.10~: 進屋町
	H24.10.12~: 那須烏山市
	H28.7.18~: 森木町
	H24.5.1~: 鹿嶺進屋市、那須町
タケノコ	H24.5.1~: 鹿嶺進屋市、那須町
	H24.6.7~: 日光市、大田原市
	H24.6.13~: 失禁市
	H24.8.1~: 大田原市、那須町
	H24.8.2~: 那須町
	H24.8.3~: 大田原市、那須町
	H24.8.5~: 進屋町
	H24.8.6~: 失板市
	H24.8.7~: 那須烏山市
	H24.8.8~: 失禁市
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.4.1~: 大田原市、那須町、森木町
	H24.4.2~: 宇都宮市、那須烏山市
	H24.4.7~: 失禁市、日光市、失板市、那須進屋市、進屋町
	H24.5.15~: さくら市
	H24.5.25~: 那須川町
	H24.4.25~: 高根沢町
	H24.4.30~: 市貝町
	H24.5.1~: 市貝町
	H24.5.2~: 那須進屋市
	H24.5.3~: 失禁市
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.4.1~: 宇都宮市、日光市
	H24.5.14~: 那須進屋市
	H24.5.18~: 大田原市
	H24.6.7~: 日光市、那須町
	H26.6.7~: 鹿沼市
	H24.4.27~: 大田原市、矢板市
	H24.8.1~: 那須町
	H24.5.2~: 市貝町
	H24.4.18~: 宇都宮市
	H24.4.19~: 那須町
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.18~: 大田原市、矢板市
	H24.5.2~: 那須町
	H24.4.18~: 市貝町
	H24.4.19~: 那須町
	H24.4.19~: 那須町
	H24.4.19~: 日光市
	H24.5.1~: 那須進屋市
	H24.5.15~: さくら市
	H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市
	H24.4.19~: 宇都宮市、日光市
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.28~: 失板市
	H24.9.14~: 那須進屋市、那須町
	H24.9.18~: 大田原市
	H24.9.18~: 那須町
	H24.9.18~: 大田原市
	H24.9.17~: 大田原市、鹿沼市
	H24.4.19~: 宇都宮市、日光市
	H24.5.28~: 失板市
	H24.9.14~: 那須進屋市、那須町
	H24.9.18~: 大田原市
クリ	H24.9.14~: 那須進屋市、那須町

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年2月18日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～: 桜木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.5.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。) 及び桜木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25：金城 [県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。] H23.12.2～H23.12.5：鶴解郡 金城 [県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。]
	イノシシの肉	
	シカの肉	H23.12.2～: 金城
その他	茶	H23.7.5～H24.6.1解除: 栃木市 H23.8.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 沼田市、東吾妻町、綿北村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.18～: 安中市 H24.10.29～: 墓野町 H24.11.13～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 蒲原川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所審美川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.1.19解除: 蒲原川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.2～: 審美川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所審美川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H24.1.19解除: 烏川のうち川場橋の上流(支流を含む。) H25.3.12～: 蒲原川(支流を含む。) (H24.8.8～H25.6.20解除)
	肉	H24.10.10～: 金城 H24.9.10～: 金城 シカの肉 ヤマドリの肉
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 桑野町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海老町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町
	シンギク、サンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
タケノコ	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 我孫子市、栄町 H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市
		H24.4.11～～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 茂原市
原木シタケ(露地栽培)		H23.10.11～: 我孫子市 H23.10.11～H26.10.14～解除: 稲毛市 H23.11.18～: 流山市
		H23.12.22～H26.10.14～解除: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市
		H24.4.10～: 千葉市、八千代市
原木シタケ(施設栽培)		H24.5.18～H26.3.19～解除: 山武市 H24.11.14～H26.10.14～解除: 富津市
		H24.5.18～H26.3.19～解除: 山武市 H24.11.14～H26.11.14～解除: 富津市
		H24.12.14～H26.10.14～解除: 富津市
水産物	ギンブナ	H24.7.18～: 手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。), 手賀川(支流を含む。)
	コイ	H24.7.3～: 手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。), 手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H25.11.12～: 千葉県内の利根川のうち大網の下流(支流を含む。)ただし、印旛海水槽場及び印旛水門の上流、両側用水第一灌水槽場の下流、八幡川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.3.18～: 金城 [県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。]
その他	茶	H23.6.2～H24.5.21解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.8.2～H24.5.28解除: 八街市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.1.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.2～9.11解除: 伊勢原市、相模原市 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 静岡市 H23.6.2～H24.10.19解除: 清水町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び栗原市を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴鹤村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 長野市、御代田町 H24.10.1～: 小諸市、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H25.10.1～: 小諸市 H26.10.21～: 佐久市 H26.5.21～: 長野市、飯井沢町 H26.5.28～: 中野市、御代田町
	こしあぶら	
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H26.10.7～: 鳴鹤市

* の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年2月18日現在

福島県	摂取制限
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） 非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 結球性葉菜類（キャベツ等） H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
野菜	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.4.13～：飯館村 H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市 H26.8.22～：西会津町
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉 イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※  の箇所は摂取制限の対象